

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
- 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則 一五
- 福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 二五

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十五号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

- 目次中 「第六節 自動車取得税」 を「第六節 軽油引取税」に改める。
- 第十三条の二第一項中「自動車取得税」を「環境性能割一」に、「第五十二条第三項二号」を「第七十条第三項第二号の規定による環境性能割額を納付する場合の同号」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に、「第六十四条の三」を「第七十一条の十四の二」に改め、同条第三項及び第四項中「自動車取得税」を「環境性能割」に、「自動車税」を「種別割」に改める。
- 第三十八条の二中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。
- 第二章第六節の節名を削る。
- 第百十四條から第百二十二條の二までを次のように改める。
- 第百十四條から第百二十二條の二まで 削除

第六節の二を第六節とする。

第百三十一条及び第百三十二条の二を削る。

第百三十二条及び第百三十三条を次のように改める。

（自動車税の賦課徴収に関する事項の整理）

第百三十一条 県北地方振興局及びいわき地方振興局長（以下「県北地方振興局長等」という。）は、環境性能割に係る賦課徴収に関する事項（滞納処分に関する事項を除く。）について電子情報処理組織により管理し、当該管理に係る電子情報ファイルに、次に掲げるところにより、その都度必要な事項を記録し、整理しなければならない。

一 申告書を容認したとき又は課税標準額及び税額を更正し、若しくは決定したとき。

二 条例第七十一条の二第二項又は第七十一条の三第一項の規定により納税義務を免除したとき。

三 条例第七十一条の七第一項の規定により環境性能割を減免したとき。

2 地方振興局長は、種別割に係る賦課徴収に関する事項（滞納処分並びに種別割についての第二次納税義務に係る納付の告知及び督促に関する事項を除く。）について電子情報処理組織により管理し、当該管理に係る電子情報ファイルに、次に掲げるところにより、その都度必要な事項を記録し、整理しなければならない。

一 条例第六十一条の規定による納税管理人に係る申告があつたとき。

二 条例第七十一条の七第一項の規定により種別割を減免したとき。

三 条例第七十一条の九第一項の規定により種別割を免除したとき。

四 条例第七十一条の十五第一項又は第二項の申告事項を容認したとき、又は調査によつて申告事項を決定したとき。

（環境性能割の納付の方法）

第百三十二条 条例第七十条第三項第三号に規定する規則で定める場合は、同条第一項の規定により環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この条及び第百三十五条第一項において同じ。）を申告書に福島県納税証紙印（証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）により表示するものをいう。以下「納税証紙印」という。）の押印を受けることによつて納付すべき者が当該税額に相当する金額を表示した納税証紙印の押印を受けないで申告書を提出した場合とする。

第百三十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六十六条及び第六十八条」を「第六十二条及び第七十一条の十六」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加え、同条を第百三十三条とする。

地方振興局長は、条例第七十一条の規定によつて環境性能割の納税義務者のうち過料を科すべき者があるときは、その事由を明示し知事に申請しなければならない。

第百三十五条の前に次の一条を加える。

（環境性能割徴収簿）

第百三十四条 県北地方振興局長等は、環境性能割に係る賦課徴収に関する事項（滞納処分に関する事項を除く。）について電子情報処理組織により管理し、当該管理に係る電子情報ファイルに、次に掲げるところにより、その都度調定額その他必要な事項

を記録し、現金出納員の通知により収入の整理をしなければならない。

一 更正又は決定の通知書を発したとき。

二 過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の金額の決定の通知書を発したとき。

三 延滞金額の収入済通知があつたとき。

四 督促状又は催告書を発したとき。

五 法第十一条第一項の規定により納付通知書を発したとき。

第百三十五条中「第六十四条第二項」を「第七十二条の十三第二項」に、「自動車税」

を「種別割」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

県北地方振興局長等は、条例第七十条第一項の規定により環境性能割額を納税証紙

印の押印によつて徴収する場合には、第百二十五号様式による環境性能割整理簿を備

え、その都度その徴収金額その他必要な事項を記載して整理しなければならない。

第百三十五条の次に次の六条を加える。

(譲渡担保財産に係る徴収猶予等の申請書)

第百三十五条の二 条例第七十一条の二第三項に規定する規則で定める様式の申請書は

第百二十五号の様式とする。

(譲渡担保財産に係る徴収猶予等の通知)

第百三十五条の三 第二十五条の二の規定は、条例第七十一条の二第二項の規定によつ

て環境性能割の徴収を猶予する場合について準用し、第二十五条の四の規定は、条例

第七十一条の二第四項の規定によつて環境性能割の徴収の猶予を取り消す場合につい

て準用する。

(自動車の返還に係る還付等の申請書)

第百三十五条の四 条例第七十一条の三第三項に規定する規則で定める様式の申請書は、

第百二十五号の様式とする。

(環境性能割の更正、決定及び加算金決定通知書)

第百三十五条の五 条例第七十一条の四に規定する規則で定める様式の通知書は、第百

二十五号の様式とする。

(環境性能割交付簿)

第百三十五条の六 知事は、第百二十五号の様式による環境性能割交付簿を備え、条

例第七十一条の六の規定により環境性能割を市町村に交付したときは、その都度交付

金額その他必要な事項を記載して整理しなければならない。

(身体障害者等の範囲)

第百三十五条の七 条例第七十一条の七第一項第五号に規定する身体に障害を有し歩行

が困難な者のうち規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第二の左欄に掲げる障害の区

分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有する者

二 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第三の左欄に掲げる障害の区分

に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の程度に該当する障害を有する者

2 条例第七十一条の七第一項第五号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者のう

ち規則で定める者は、厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けてい

る者のうち当該手帳に障害の程度が重度であることの記載がされている者及び精神保

健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第

二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち当該手帳に精

神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第

六条第三項に規定する障害等級が一級であることの記載がされ、かつ、障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

五十四条第三項の規定により自立支援医療受給者証(障害者の日常生活及び社会生活

を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第三号に

規定する精神通院医療に係るものに限る。)の交付を受けている者とする。

第百三十六条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第六十四条第五

項」を「第七十一条の十三第五項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第百三十七条第一項中「第六十四条の二第一項」を「第七十一条の十四第一項」に改

める。

第百三十八条第一項中「第六十四条第三項」を「第七十一条の十三第三項」に改め、

同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「第六十四条第四項」を

「第七十一条の十三第四項」に改める。

第百三十九条中「第六十四条の二第四項」を「第七十一条の十四第四項」に改める。

第百四十一条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第六十九

条第一項第九号」を「第七十一条の十八第一項第九号」に改める。

第百四十一条の三第一項各号列記以外の部分中「第六十九条第一項第十一号」を「第

七十一条の十八第一項第十一号」に改め、同項第一号中「自動車税」を「種別割」に改

め、同項第二号中「第六十九条第一項」を「第七十一条の十八第一項」に、「第六十三

条」を「第七十一条の十二」に改め、同条第二項中「第六十九条第一項第十一号」を「第

七十一条の十八第一項第十一号」に、「第六十二条」を「第七十一条の十一」に改める。

第百四十一条の四の見出し中「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」

に改め、同条中「第六十九条第七項」を「第七十一条の十八第七項」に改める。

第百四十一条の五中「第六十九条第十項」を「第七十一条の十八第十項」に改める。

別表第二及び別表第三中「(第122条の2関係)」を「(第135条の7関係)」に改める。

第五号の様式その四(表)中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式そ

の四(裏)中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第145条」を「第146条」に改め、

同様式その四の二(第一片)(表)中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第145条」

を「第146条」に改め、同様式その四の二(第二片)、同様式その四の二(第三片)及

び同様式その四の三(表)中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式その四

の三(裏)中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第145条」を「第146条」に改め、

同様式その四の四(表)中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式その四の

四(裏)中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第145条」を「第146条」に改める。

第六号様式その四(表)中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式その四

(裏)中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第145条」を「第146条」に改める。

第百二十五号様式の次に次の六様式を加える。

第125号の2様式 (第135条関係)

その1 (環境性能割整理簿)

部 長	副 部 長	課 長	課 員	取 扱 者	押印(納付) 年 月 日	整理番号	徴 収 金 額		納 税 住 氏 名	税 所 名	概 要
							本	延 滞 金			
					・ ・						
					・ ・					ほか	
					・ ・					人	
					・ ・						
					・ ・						
					・ ・						

備考 本簿は、納税証紙印の押印及び納税済印の押印別に口座を設けて整理すること。

その2 (種別割整理簿)

部 長	副 部 長	課 長	課 員	取 扱 者	押印(納付) 年 月 日	整理番号	徴 収 金 額	納 税 者		概 要
								住 氏	所 名	
					・ ・			ほか 人		
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					

備考 本簿は、納税証紙印の押印及び納税済印の押印別に口座を設けて整理すること。

第125号の3様式 (第135条の2 関係)

譲渡担保財産として取得した自動車に係る

自動車税 (軽自動車税) 環境性能割の徴収の猶予申請書

譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名			
自動車の登録番号			
譲渡担保財産の設定の年 月 日	年 月 日		
自動車税 (軽自動車税) 環境性能割額	円	徴収の猶予の申請額	円
徴収の猶予を受けるべき理由を証明するに足る添付書類			
<p>上記のとおり申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福島県 地方振興局長</p> <p style="text-align: right;">住所 申請人 氏 名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>			

第125号の4様式 (第135条の2関係)

譲渡担保財産として取得した自動車に係る
自動車税（軽自動車税）環境性能割の還付申請書

譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名	
自動車の登録番号	
譲渡担保財産の設定年 月 日	年 月 日
債務の弁済年月日	年 月 日
自動車税（軽自動車税）環境性能割額	円
既に納付した自動車税（軽自動車税）環境性能割に係る徴収金額及びその納付年月日	円 年 月 日
還付を受けべき金額	円
還付を受けべき理由を証明するに足る添付書類	
<p>上記のとおり申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>福島県 地方振興局長</p> <p>申請人 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>	

第125号の5様式（第135条の4関係）

自動車の返還による自動車税（軽自動車税）環境性能割
の還付（納付義務の免除）申請書

自動車販売業者の 住所及び氏名	
自動車の登録番号	
自動車の取得年月日	年 月 日
自動車の返還年月日	年 月 日
自動車の返還理由	
自動車税（軽自動車税） 環境性能割額	円
既に納付した自動車税（軽自動車 税）環境性能割に係る徴収金の納付 金額及びその納付年月日	円 年 月 日
還付（納付の義務の免除） を受けらるべき金額	円
還付（納付の義務の免除）を受けら るべき理由を証明するに足る添付書類	
<p>上記のとおり申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>福島県 地方振興局長</p> <p>住所 申請人 氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>	

第125号の6様式 (第135条の5関係)

自動車税 (軽自動車税) 環境性能割 (更正・決定及び加算金決定) 通知書

納税者

徴収簿番号

住所

氏名

様

自動車税 (軽自動車税) 環境性能割を右記載のとおり更正・決定・加算金決定しましたので、お知らせします。

なお、不足税額及び加算金の納期限は、 年 月 日と指定しましたから、納付書により最寄りの指定金融機関等にて納めてください。

年 月 日

福島県

地方振興局長

印

登録番号	課税標準額	税額	既に納付の確定した税額	不足税額	不申告・過少申告加算金	重加算金	納付すべき合計額
	①	② (①×/100)	③	④ (②-③)	⑤	⑥	⑦ (④+⑤+⑥)
	円	円	円	円	円	円	円

不足税額については、申告納付期限 (年 月 日) の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

1 延滞金額は、不足税額について年14.6パーセント (この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの場合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (以下「特別基準割合」という。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特別基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とします。) で計算します。

2 1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。

3 1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます (なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しを被告として (訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません (なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第125号の7様式 (第135条の6関係)

(表)

環境性能割交付簿			市 町 村		
年度					
区 分	交 付 期		月 期	月 期	月 期
	人 口 (国 調)		人	人	人
道 路 の 延 長	補	路面幅員 4.5m以上	m	m	m
		” 4.5m未満	m	m	m
	正	木 橋	m	m	m
		橋 り よ う (木橋を除く)	m	m	m
		計	m	m	m
	種 別	路面幅員 4.5m以上	m	m	m
		” 4.5m未満	m	m	m
	補 正 後	木 橋	m	m	m
		橋 り よ う (木橋を除く)	m	m	m
		計 a	m	m	m
密 度 補 正 b		人 b	人 b	人 b	
補 正 後 (a × b)		m	m	m	

		あ ん 分 率	m	m	m	
道 路 の 面 積	補	路面幅員 6.5m以上	m ²	m ²	m ²	
		” 6.5m未満 4.5m以上	m ²	m ²	m ²	
	正	” 4.5m未満	m ²	m ²	m ²	
		橋 り よ う	m ²	m ²	m ²	
	前	計	m ²	m ²	m ²	
	種 別 補 正 後	種	路面幅員 6.5m以上	m ²	m ²	m ²
			” 6.5m未満 4.5m以上	m ²	m ²	m ²
		補	” 4.5m未満	m ²	m ²	m ²
			橋 り よ う	m ²	m ²	m ²
		後	計 c	m ²	m ²	m ²
積	密 度 補 正 d		人 d	人 d	人 d	
	補 正 後 (c × d)		m ²	m ²	m ²	
	あ ん 分 率		m ²	m ²	m ²	
交 付 額	延長による交付額		千円	千円	千円	
	面積による交付額		千円	千円	千円	
	計		千円	千円	千円	
	累 計		千円	千円	千円	
交 付 年 月 日						

(裏)

区 分	交 付 期 月 期	月 期	月 期
摘 要			
備 考			

第二百二十六号の三様式中「自動車」税証紙収入」を削る。
 第二百二十七号様式を次のように改める。
第127号様式（第138条関係）



第二百二十七号の三様式を次のように改める。
第127号の3様式（第138条関係）



直径25mm

第二百二十七号の四様式中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第八十号様式による通知書は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び事業税については、なお従前の例による。
- 3 新規則中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車について適用し、施行日前に取得された自動車に係る自動車取得税に関する部分については、なお従前の例による。
- 4 新規則中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する平成三十一年度（令和元年度）分の自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、施行日前に納税義務が発生した者に課する平成三十一年度（令和元年度）分までの自動車税については、なお従前の例による。

福島県規則第二十六号

福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税特別措置条例施行規則（昭和三十八年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その七）中「自動車取得税課税免除申請書」を「自動車税環境性能割課税免除申請書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県税特別措置条例施行規則様式第一号（その七）による申請書は、令和元年十月一日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（税務課）

福島県規則第二十七号

福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築基準法施行細則（昭和四十七年福島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四の次に次の一条を加える。

第十一条の五 法第八条第二項第二号の規定により指定する建築物は、階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超える事務所とする。
 第十二条第一項の表を次のように改める。

（税務課）

区分	用途		規模
	(a)	(i)	
(一)	劇場、映画館又は演芸場		三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの
(二)	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場		三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
(三)	児童福祉施設等（定期報告を要しな		地階を当該用途に供し、かつ、各階

<p>(七) 下宿並びに共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）</p>	<p>(六) 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）</p>	<p>(五) 旅館又はホテル</p>	<p>(四) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は前号の児童福祉施設等以外の児童福祉施設等</p>	<p>い通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号。以下この表において「告示」という。）第一項第四号に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物（告示第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる用途に供する建築物を除く。）を除く。）</p>
<p>三階以上の階を当該用途に供し、かつ、当該用途に供する部分の床面積が千平方メートル以上のもの</p>	<p>三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの</p>	<p>三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの</p>	<p>三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの</p>	<p>における当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの（地階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のものを除く。）、二階における当該用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの又は三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの</p>

<p>(七) 事務所</p>	<p>(十) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以下のものを除く。）</p>	<p>(九) 博物館、美術館、図書館、ボートレース場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場</p>	<p>(八) 学校又は体育館（学校に付属するものに限る。）</p>
<p>当該用途に供する建築物のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの</p>	<p>三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの</p>	<p>三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの</p>	<p>三階以上の階を当該用途に供し、又は当該用途に供する部分の床面積が二千平方メートル以上のもの</p>

第十二条第二項中「(三)の項」を「(十)の項」に、「(四)の項」を「(七)の項」に改め、同条第四項中「(二)の項及び(四)の項」を「(六)の項、(七)の項及び(十)の項」に改める、第十三条第一項第一号中「(二)の項及び(四)の項」を「(六)の項、(七)の項及び(十)の項」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(建築指導課)